



19:00 内閣府同時発表
岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和6年8月31日（土）岐阜県発表資料			
担当課	担当		電話番号
防災課	課長	永井 明子	直通 058-272-1034

岐阜県における令和6年台風第10号による 災害にかかる災害救助法の適用について

令和6年台風第10号による災害により、下記のとおり災害救助法を適用しましたので、お知らせします。

1 適用対象市町村名及び適用日

市町村名	適用日	被害の状況等	備考
大垣市 揖斐郡池田町	8月31日	令和6年台風第10号により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1条 第1項第4号 適用

2 これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

<参考資料：災害救助法の制度概要（内閣府ホームページ）>

https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_b4.pdf